

# 令和6年度やまがた森林と緑の推進機構高性能林業機械トライアル 支援事業助成規程

制定 令和6年5月10日

## (目的及び交付)

第1条 公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構 理事長（以下「理事長」という。）は、新たな森林管理システムの構築に向け、効率的かつ低コストな施業方法の確立と意欲と能力のある林業経営者の育成を図るため、県と連携して、県内の林業事業体（以下「事業体」という。）が、試行的に高性能林業機械を活用した作業を行う高性能林業機械レンタル支援事業（以下「レンタル支援事業」という。）を行った場合において、令和6年度山形県高性能林業機械トライアル支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）、令和6年度山形県高性能林業機械トライアル支援事業実施要領（以下「要領」という。）及び本規程の定めるところにより、予算の範囲内で事業体に対し必要な経費の一部を助成する。

## (助成対象事業及び助成金の額)

第2条 レンタル支援事業の助成対象となる経費及び助成金の額は、別表Iのとおりとする。

## (助成金交付申請書)

第3条 この助成を受けようとする事業体は、助成金交付申請書（別記様式第1号）を理事長が別に定める日まで、次の書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）

### **(助成金交付の決定)**

第4条 理事長は、前条に係る助成金交付申請書を受理した場合において、公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構高性能林業機械導入支援事業運営委員会設置要綱（平成27年7月8日制定）第1条に基づく運営委員会に当該申請についての内容審査を付議し、助成決定の適否に関する意見を聞いたうえで助成の決定を行うものとする。

### **(助成金交付の条件)**

第5条 事業体は、助成金交付決定後に、別表Ⅱに掲げる変更を生じた場合は、理事長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により理事長の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

3 事業体が助成事業を年度内に完了させることが困難になった場合、又は助成事業の遂行が困難になった場合は、理事長に事業遂行状況報告書（別記様式第5号）を提出し、その指示を受けなければならない。

### **(助成事業の中止又は廃止)**

第6条 前条第1項3号の規定により、助成事業の中止又は廃止について理事長の承認を受けようとするときは、その理由を記載した事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第6号）を理事長に提出しなければならない。

### **(状況報告)**

第7条 事業体は、助成事業の進捗について、11月末日現在の状況を記載した事業実施状況調書（別記様式第7号）を添付して、翌月3日までに提出するものとする。

ただし、11月末日現在で、既に事業が完了している場合にはこの限りでない。

### **(実績報告)**

第8条 事業体は、助成事業が完了した場合、精算内容を記した実績報告書（別記様式第8号）を助成事業完了の日から20日を経過する日又は令和7年3月3日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業成績書（別記様式第2号）
- (2) 収支精算書（別記様式第3号）
- (3) 作業日誌（別記様式第9号）

### **(助成金の額の確定及び是正のための措置)**

第9条 理事長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金交付決定の内容及びこれらに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該事業体へ通知するものとする。

2 前項の場合において、その報告に係る助成事業の成果が助成金交付決定の内容及びこれらに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、これに適合させるための措置を取るべきことを当該事業体に対して命ずることがある。

### **(達成状況の報告)**

第10条 事業体は、事業完了の翌年度から3年間、すべての年度において6月末日までに、達成状況報告書（別記様式第10号）を提出しなければならない。

## **(書類の提出)**

第11条 この助成金に関して理事長に提出する書類は、正本1部とする。

## **(関係書類の保管)**

第12条 事業体は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、助成事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

## 附 則

この規程は、令和6年度の助成事業に適用する。

(別表 I)

第 2 条の規定による助成対象事業及び助成金の額

助成対象事業	助成事業に要する経費	助成金の額
レンタル支援事業	<p>高性能林業機械のレンタル経費に対する助成</p> <p>要領で別に定める対象事業体が、対象森林において使用する高性能林業機械の借上料（保険料を含む）及び往路の運搬費（ただし外部委託する場合に限る）、その経費に対し消費税を除いた額の 3 分の 1 以内の額。ただし、事業実施主体が、県が別に定める「経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者公募・公表要領」に定める「経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者」の登録を目指し、かつ、直近の年間素材生産量が 3000 m<sup>3</sup> 未満の場合にあっては、2 分の 1 以内とする。（ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。）</p> <p>（助成金）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象機械 フェラーバンチャ、ハーベスタ、プロセッサ、スキッド、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダ、その他の高性能林業機械（※ 1）</li> <li>2 助成対象台数 1 事業体あたり最大で各 4 台まで（対象森林ごとに 2 台まで）</li> <li>3 助成対象期間等 1 台あたり 1 から 3 ヶ月程度</li> <li>4 機械稼動日数 機械借上げ日数の 1 / 3 以上</li> <li>5 対象森林 高性能林業機械を活用した効率的かつ低コストな作業システムに取り組むことができる集約化された森林</li> </ol> <p>※ 1 : 「高性能林業機械機械化促進基本方針」（平成 12 年 4 月 11 日農林水産大臣公表）第 2 の 1 の定義に基づき、かつ従来の高性能林業機械には含まれない高性能林業機械とする。 新たに開発された高性能林業機械がこれに該当する。</p> <p>（例）</p> <p>ハイブリッド機械                      伐出用機械 フェラー式スキッド 等                      育林用機械 リモコン式刈払機、乗用型刈払機 等                      作業路作設用機械                      フォーク収納型グラップルバケット 等                      フェリングヘッド付きフォーク収納型グラップルバケット 等</p>	助成事業に要する経費の 1/3 及び 1/2 に相当する予算の範囲内の額

(別表 II)

第 5 条の規定により理事長の承認を要する変更（重要変更）の内容

区 分	重要変更の事由
レンタル支援事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 助成対象事業費の 3 割を超える増減</li> <li>2 対象機械の変更</li> <li>3 事業の中止又は廃止</li> </ol>